

院内保安マニュアル

(院内出入りに関する取決め)

近年、病院における職員への暴力事件や盗難、機器損壊が多発するなど、安全であるはずの病院の中で職員や患者の生命・健康に危害が及ぶリスクが高まっている。このマニュアルは、患者が安心して医療の提供を受けられる、そして職員が良い医療を患者に提供するために安心して働ける環境を確保することを目標に作成された。その方法として、病院で働く者はすべて顔写真入り名札を付け身分を明らかにし、家族や付添、面会者にも首かけストラップをお願いし、それらを持たない来院者との差別化をはかることとした。

1. 院内出入口の制限

安全管理の一環として、院内出入口に制限を設ける。

夜間・休日の院内出入りのチェックを徹底することにより、不審者等の進入を阻止し、同時に入院患者の無許可外出を未然に防ぐ。また、トラブルの多い酒気を帯びた面会者及び不審者等を排除するにも役立つ。

1) 入院患者の出入

- ・病院敷地外に出るときは、主治医から外出・外泊許可を提出し許可を受けるものとする。
- ・院内敷地や入院病棟外へ出るときは、病棟看護師に行き先・戻り時間を告げ許可を受けるものとする。
- ・原則的に、19時～翌朝6時までの間は外出禁止とする

2) 面会

- ・平日の8時30分～15時の間に面会を希望するものは、主治医又は病棟責任者に確認し許可を得て、入退院ラウンジで面会申込書に必要な事項を記入のうえ、首から面会者専用ストラップ（面会許可書は白、ストラップはオレンジ）を提げ院内に立ち入るものとする。
- ・面会時間帯（平日15時～19時、休日は13時～19時）に面会を希望するものは、警備室へ申し出、面会申込書に必要な事項を記入のうえ首から面会者専用ストラップ（面会許可書は白、ストラップは紺）を提げ院内に立ち入るものとする。
- ・19:00以降に面会を希望するものは、警備室へ申し出、面会申込書に必要な事項を記入のうえ、首から面会者専用ストラップ（面会許可書はピンク、ストラップは紺）を提げ院内に立ち入るものとする。
- ・面会者が複数の場合は、代表者1名が面会申込書に記載し、中学生以上の方は首から面会者専用ストラップを提げ院内に立ち入るものとする。
- ・面会者は、面会終了後速やかに院外へ出るものとする。ストラップの返却は、16時までは入退院ラウンジ、16時以降は警備室とする。

- ・職員は病棟において、首からストラップを提げていないものを見かけた際は声をかけ、面会者であるか確認をする。面会者であれば面会手続きを行うように説明をする。
- ・19時以降に病棟からご家族等呼び出した場合は、病棟スタッフは必ず警備室に連絡をする。

3) 付添・待機

- ・主治医、担当医又は病棟責任者が付添許可を与えた患者家族等に対し『家族付添許可申請書』を渡し必要事項を記入後病棟ナースステーションまで提出してもらう。看護師は申請書を病棟に保管し、申請書より「家族付添許可証」(青枠の部分)を切り取りストラップに入れて付添者に渡す。その時に返却時の説明も行う。付添者はそのストラップを首からさげて院内に立ち入るものとする。

4) 透析患者(夜間帯)

- ・夜間帯の透析患者様は、病院が指定された出入口より出入りするものとする。
なお、出入口には電子錠が施錠されているため、あらかじめ渡された患者 IC カードにより解錠し出入りするものとする。

5) 職員(夜間帯)

- ・19時～翌6時までの夜間帯は、指定された通用口(4箇所)より IC カードを使用して出入りするものとする。

6) 施設共同利用の医療関係者

- ・施設共同利用の医療関係者は院内立入許可願を医療連携室に提出し、許可を受けるまではむやみに出入りすることは出来ない。
- ・病院より許可を受けた者は、身分が明らかになる名札を付けるものとする。
- ・必要があつて夜間帯(19時～翌6時)に出入りする者は、ICカードを申請し発行を受けものとする。

7) 他の業者等

- ・病院内に出入りする業者等は、院内立入許可願を総務課に提出し、許可を受けるまではむやみに出入りすることは出来ない。
- ・病院より許可を受けた者は、身分を明らかにする名札を付けるものとする。
- ・必要があつて夜間帯(19時～翌6時)に出入りする者は、ICカードを申請し発行を受けるか職員等が同行して院内に立ち入るものとする。

2. 防犯設備 (防犯用監視カメラ・緊急通報システム等)

1) 防犯カメラ

- ・院内数か所に防犯カメラを設置し、中央監視室で監視するとともに、映像を記録に残す。
映像は約1週間保管される。
- ・来院及び入院患者へ、防犯カメラの設置並びに監視、映像の保存について院内に掲示する。

2) 緊急通報システム

- ・総合救急センターには、茨城県警察牛久警察署への直通ホットラインを設置する。

3. 院内からの退去（警察への通報）

患者並びに職員等の安全が脅かされる状況が発生した場合、その原因となる方に院内からの退去をお願いし、この場合警察への通報も速やかに考慮する。

下記のような状況が発生した場合、警備員が駆け付け対応すると共に警察へ通報する旨を院内に掲示する。

- ① 職員および当院を利用されている方への直接的な暴力行為、恫喝、威嚇、脅迫または大声を出すなどの周囲に迷惑を及ぼす行為
- ② 院内の機器類の無断使用、持ち出しまたは器物破損行為
- ③ 泥酔での来院または院内での飲酒行為
- ④ 病院敷地内での喫煙行為
- ⑤ 理由のない長時間の在院
- ⑥ その他、明らかな診療妨害・迷惑または危険と思われる行為

附則

1. このマニュアルは平成19年8月1日より施行する。
2. このマニュアル（改定）は平成23年6月1日より施行する。
3. このマニュアル（改訂）は平成26年12月12日より施行する。

面会申込書

No. _____

患者様お名前 _____	
入院病棟	南・中・東 _____ 階 _____ 号室
面会人お名前	ほか _____ 名
患者様との関係 _____	
受付時間	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 () 午前・午後 ____ 時 ____ 分
東京医科大学茨城医療センター	

時間外面会受付簿 (19:00~6:00)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (曜日)

No. _____

面会人記載	時間	午前・午後 ____ 時 ____ 分		
	氏名	ほか _____ 名		
	住所	_____		
	電話	(_____)		
	行先(病棟)	南・中・東 _____ 階 _____ 号室 その他(_____)	患者さんのお名前	_____
	用件	_____		

退出時間	午前・午後 ____ 時 ____ 分	確認印	
------	---------------------	-----	--

家族付添許可申請書

担当医		病棟責任者	
-----	--	-------	--

入院病棟()病棟 ()号室

患者氏名		年齢	歳
付添者の住所			
付添者の氏名	患者との続柄()		
付添の理由			
付添期間	自 西暦 20 年 月 日 至 西暦 20 年 月 日		

上記のとおり付添いについて許可くださるよう申請します。

西暦 20 年 月 日

センター長 殿

住 所

申請者

氏 名

患者との続柄()

医師の 意 見	<input type="checkbox"/> 手術に関連し	患者様に家族が付き添う ことを許可します。
	<input type="checkbox"/> 終末期に関連し	
	<input type="checkbox"/> 療養環境に関連し	
	<input type="checkbox"/> その他()	

※センター内にいる際は必ず下記の許可証を携行すること。

※付添期間終了後は許可証をナースステーションに返却すること。

(FBS 081)

東京医科大学茨城医療センター

家族付添許可証

※センター内にいる際はこの許可証を携行してください。
 ※付添期間終了後はこの許可証をナースステーションに返却してください。

東京医科大学茨城医療センター

家族付添許可証

※センター内にいる際はこの許可証を携行してください。
 ※付添期間終了後はこの許可証をナースステーションに返却してください。